

旭指監第40号
令和4年4月25日

社会福祉施設等運営事業者様

旭川市長 今津寛介
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会福祉施設等の対応について

平素より本市福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関し、旭川市内ではここ数日、感染拡大の勢いを増してきており、4月20日の市保健所発表では過去最高の感染者数(293名)を数えるまでに至っております。

社会福祉施設等を運営されている事業者の皆様におかれましては、これまでも新型コロナウイルス感染症への対策に御尽力をいただいていることと存じますが、市内を取り巻くこのような状況を鑑み、施設における感染症拡大防止対策の取組を徹底していただきますよう改めてお願い申し上げますとともに、本年4月18日付けで北海道から発出されております「春の感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い」における「その他事業者等の方々への要請」を御確認いただき、関係者の皆様方にも周知くださいますようお願い申し上げます。(本市ホームページに掲載されております。)

また、個人防護具(PPE)について、普段からの備蓄、不足が見込まれる場合の補充をお願いするとともに、緊急やむを得ない場合は、必要とされる用品にもよりますが、市で備蓄している用品をお渡しすることも可能ですので、御連絡をお願いいたします。ただし御連絡いただく時間等によりましては、即時に対応することが難しい場合がありますので、その旨御承知おきください。

なお、3月から保健所による疫学調査の対象が同居家族、医療機関、社会福祉施設等に重点化されたことに伴い、「ご自身や身近な人が新型コロナウイルスに感染したときの対応について」が保健所から示されております。職員並びに利用者の方々を問わず、感染者が施設等で確認されたときの対応について御参考としていただきたく、よろしく願いいたします。

※参考

- ・北海道から「春の感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い」
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/136/150/d075159.html>
- ・ご自身や身近な人が新型コロナウイルスに感染したときの対応について
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/136/150/d074856.html>

(担当)

旭川市福祉保険部指導監査課
電話 25-9849
旭川市保健所医務薬務課
電話 25-9815